

---

# 吸収分割に係る事後備置書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び同法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく書面)

(吸収分割)

令和4年7月1日

楽天グループ株式会社

楽天銀行株式会社

---

令和4年7月1日

楽天グループ株式会社  
代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史

楽天銀行株式会社  
代表取締役社長 永井 啓之

楽天グループ株式会社（以下「楽天」といいます。）と楽天銀行株式会社（以下「楽天銀行」といいます。）とは、令和4年7月1日付吸収分割契約書（以下「本件吸収分割契約書」といいます。）に基づき、楽天を吸収分割会社、楽天銀行を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を実施しました。会社法第791条第1項第1号及び同法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事項は下記のとおりです。

## 記

### 1. 吸収分割が効力を生じた日

（会社法施行規則第189条第1号）

令和4年7月1日

### 2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

（会社法施行規則第189条第2号）

#### (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

本件吸収分割は、会社法第784条の2但書に定める場合に該当するため、株主には会社法第784条の2の規定に基づく請求権がありません。

#### (2) 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本件吸収分割は、会社法第785条第2項第2号に定める場合に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

#### (3) 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

楽天は、会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

- (4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の保護）  
本件吸収分割により楽天銀行に承継された債務はなく、会社法第 789 条第 1 項第 2 号に定める債権者は存在しないため、楽天は、会社法第 789 条の規定による債権者保護手続きは行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

- (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割をやめることの請求）  
本件吸収分割は、会社法 796 条第 2 項に定める場合に該当するため、株主には会社法第 796 条の 2 の規定に基づく請求権がございません。

- (2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）  
本件吸収分割では、会社法第 797 条第 2 項第 2 号括弧書の規定に基づき、楽天銀行の全株式を保有する特別支配会社である楽天に株式買取請求権はないため、会社法第 797 条第 1 項の規定に基づく株主からの株式買取請求はございませんでした。

- (3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の保護）  
楽天銀行は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、令和 4 年 5 月 2 日付官報及び電子公告により、本件吸収分割に係る債権者に対する異議申述公告を行いました。異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

4. 吸収分割により承継した重要な権利義務

（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

楽天銀行は、令和 4 年 7 月 1 日付で、楽天から楽天ペイメント株式会社株式 10,000 株を承継しました。

5. 本件吸収分割に係る変更登記をした日

（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

令和 4 年 7 月 1 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項

（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上